

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	佐賀県屋外広告物条例	法令番号	昭和39年佐賀県条例第43号
手続名	屋外広告業の登録（登録の更新を含む。）	根拠条項	第17条の2第1項及び第3項
審査基準	<p>（屋外広告業の登録：第17条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。 ○ 登録の有効期間は、5年とする。 ○ 有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。 <p>（登録申請の手続：第17条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外広告業の登録を受けようとする者は、（更新の登録の場合は、有効期間満了の30日前までに）申請書を知事に提出しなければならない。（申請書の様式は佐賀県屋外広告物条例施行規則に定めている。） ○ 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請者及び法人にあってはその役員が登録拒否要件に該当していない旨の誓約書 2 登録申請者及び法人にあってはその役員の略歴書 3 業務主任者となる者の資格等を証する書類 4 業務主任者の勤務証明（社会健康保険証の写し等） 5 申請者が法人の場合は、登記事項証明書、申請者が個人の場合は、住民票の抄本 <p>（登録の基準：第17条の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる登録拒否要件に該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者 2 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの 		

- 3 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 4 この条例若しくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 未成年者でその法定代理人が1から4及び6のいずれかに該当するもの
- 6 法人でその役員のうち1から4のいずれかに該当する者があるもの
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員
- 9 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 10 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 11 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 12 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 13 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 14 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に8から13までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- 15 8から13までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- 16 県内において営業を行う営業所ごとに業務主任者を選任していない者

受付 機関	まちづくり課	処理 機関	まちづくり課	交付 機関	まちづくり課	標準処理期間	21日	目次 No.
						標準経由期間	一日	